

## 一 般 質 問

令和5年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	13番 岸 光男	(1) 令和6年度予算編成の展望は (2) 高齢者の移動支援の充実を
2	8番 石渡 正次	(1) インター周辺の土地区画整理事業及び土地改良 事業開始後の課題は (2) 学校、地域、家庭をつなぐ教育施策は
3	7番 多田 勲	中学校の部活動の地域移行を円滑に
4	10番 尾尻 孝和	増え続ける空き家への対策と若い世代の願いに応える 政策を
5	5番 相原 晃一	児童・生徒全ての学びの場の確保に向けて
6	3番 関野 達夫	子育て環境のさらなる充実と課題は
7	6番 古宮 祐二	行政事務の効率化に向けオフィス改革を

**1 (1) 令和6年度予算編成の展望は 13番 岸 光男**

現在、多くの自治体において財政の厳しい状況が続いています。今後、人口減少等によって税収は減少していく一方、少子高齢化による社会保障費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持、管理、更新費用の増大等により歳出は増加傾向になることが考えられます。

そうした中、多くの自治体において歳出の削減が課題となっていて、実施したい事業や特に力を入れたい事業があっても簡単に実現することができないのが現状だと思います。

限られた財源の中、どのような点に留意し、予算編成が行われているか以下の点について伺います。

- 1、令和5年度と比較して、本町の重要財源である町税や、ふるさと納税等の歳入見込みは。
- 2、重点施策はどのようなものを考えているか。
- 3、町長就任1年が経過し、公約に掲げた施策の進捗状況は。令和6年度予算に反映されているのか。

**【町長答】**

令和6年度は、第七次総合計画の策定に向けた取組も始動することから、社会経済情勢や国・県の動向、政策などを含め、中長期的な行政需要の変化を把握した上で、あらためて施策・事業における成果や課題、将来的な方向性についても検証し、事業費の精査・抑制を図り、予算編成に臨むよう職員へ指示をいたしました。

限られた財源の中で、多くの課題に対応する必要があり、時には、厳しい判断も求められると思いますが、町民皆さまの声、思いを受け止め、選択と集中により、予算編成に臨んでまいります。

それでは1点目についてですが、歳入の根幹をなす町税では、生産年齢人口の減少等の影響を受けた個人町民税や、評価替え及び一部大手企業の撤退などの影響を受けた固定資産税などにより、全体として、減収になることが見込まれています。

また、ふるさと納税については、飲料や農産物、調味料のほか、ゴルフ場ギフト券などは引き続き好調で、令和6年度においても今年度同様の寄付額で推移すると見込んでおります。

地方交付税は、総務省の予算要求内容を踏まえ、令和5年度と同水準を維持できる見込みですが、令和6年度に実施予定の所得税減税の影響等、動向を注視する必要があると考えております。

続いて、2点目についてですが、令和6年度は、第六次中井町総合計画後期基本計画の計画期間の4年目であり、第六次中井町総合計画としても残り2年となり、これまでの成果や進捗状況等を踏まえ、重点プランを中心とした各種施策が、仕上げに向かう段階であります。これらの目標の効果的な達成に向け、すでに今年度から、「暮らす人の幸福」を第一に考え、各種政策が互いに連携し、多様な効果を生み出す方向性を、より意識し、人口増加策、子育て支援等、新制度の導入や制度の微調整を行ってきたところです。

令和6年度は、それらを一層推進すべく、結婚から子育てまで切れ目ない支援が整った総合的な定住政策や高齢者の方も安心して地域で暮らすことのできる環境を充実します。中央公園のさらなる活性化、また2年目となるインター周辺の土地区画整理事業、土地改良事業も引き続き町民のお声を聞きながら、組合を支援してまいります。

デジタル化への対応、外国につながる人との共生、公共施設の長寿命化や適正管理など、時代の変化に伴う、新たな行政需要に、人的・財源的に限られた中で取り組まねばなりま

せん。より優先度が高い課題に取り組むため、スクラップ・アンド・ビルドからビルド・アンド・スクラップの発想に切り替え、令和6年度当初予算の編成を行っております。

3点目についてですが、ご案内のとおり、公約では13の政策課題について、「緊急、1年以内に行うべきもの」、「4年間で形にできるもの」等のご提示をしたわけですが、就任直後の臨時営農支援事業を始め、高校卒業までの医療費無償化、結婚新生活支援事業、震生湖100年などに取り組むほか、インターンシップの導入、中央公園大型遊具の更新などの前倒し、あるいは5類化に伴う新型コロナウイルス感染症対策、隣市での産院開設など形を変えた動きがあったものもあります。

来年度に向け、災害対策では、マイタイムラインや要支援者個別避難計画を含めた、だれもが助かる防災への取り組み、避難所運営の整備等の推進に本腰を入れてまいります。また、中村地区での買い物対策を進めます。

公約の達成を目指しながらも、具体の行政需要と政策の実現可能性を勘案しながら、職員はもとより議員各位、町民の皆様と、「目指すところ」の達成に向け、着実に進めてまいりますので、ご理解ご協力を賜りたいと存じます。

## 1 (2) 高齢者の移動支援の充実を 13番 岸 光男

高齢化が進む中、高齢者だけの世帯が増加しています。そこで問題になるのが高齢者の移動手段で、高齢ドライバーによる交通事故が後を絶たず、社会問題となっていますが、免許証の返納後の移動を考えると返納をためらってしまうのが実情ではないかと思えます。

多くの自治体で工夫を凝らしたサービスを実施し、通院や買い物などに利用されています。

町でも、早くからデマンドバスを運行され一定の効果は上げているものの、特に、年金生活の高齢者にとっては、利用料も大きな負担になっています。高齢者が活動を継続し、生き生きと地域で暮らしていけるように、免許証返納者や後期高齢者はデマンド利用料金を無料にし、高齢者の移動支援の充実を図ってはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

### 【町長答】

誰もが住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めるうえで、町民の日常生活を支える公共交通を確保することは大変重要であり、高齢化が進み、自ら車を運転することが困難となる方が増えることが予想される中、本町の現状の公共交通体系においては、路線バスの利用を促進し路線を維持するとともに、路線バスを補完する移動手段であるオンデマンドバスの利便性の向上を図っていくことが必要であると認識しております。

高齢者の移動支援の充実を図っていくことは、岸議員と同様に大変重要であると考えております。私としては、議員がご提案されたデマンドバスの利用料金の無料化により移動支援を充実するのではなく、運行サービスの見直し、予約システムの変更、現在限定的に実施している希望降車ポイントサービスの利用対象者の拡大、路線バスとの乗継運賃割引や一日乗車券などの運賃制度、これらを検討・導入することによりオンデマンドバスの利便性向上による移動支援の更なる充実、「乗って応援」、「乗って支える」ことによる公共交通の持続可能性を高める移動支援を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**2 (1) インター周辺の土地区画整理事業及び土地改良事業開始後の課題は**

**8番 石渡 正次**

8月に安全祈願祭が举行され、宮原地区の2事業（土地区画整理事業・土地改良事業）が開始されました。住民からは「大きい企業だけあって、諏訪交差点から南にはダンプカーが進入して来ないなど約束を守っている。」という声も上がっています。このことから、一般質問等で共有した内容を適切に遂行していこうという、事業者側の努力をうかがい知ることが出来ます。しかし、実際に工事が開始されると今まで気づかなかつたり新たな問題が表出したりするなど、住民を困らせている現状があることも紛れもない事実です。

そこで、工事を遂行していくにつれて湧き出てきた様々な課題に対し、町ではどのような姿勢で向き合っていくのか質問したいと思います。

- 1、現在、町にはどのような要望やクレームが届いているか。
- 2、住民からの要望やクレームに関連し、町では住民との連携をどのように深めていく考えか。

**【町長答】**

町では、新たな産業拠点など土地の有効利用を図るため、東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺に、新たな産業系市街地整備と大規模営農を目的とした農業基盤整備の推進に向けて関係機関と協議を進め、令和5年4月に両事業の事業認可が得られたことにより6月から工事に着手し事業が進められています。

それでは、2点のご質問について、まとめてご回答させていただきます。

本事業は、秦野市も含め、事業区域が20haと広大な土地の造成工事を行うことから、工事着手の際の地域説明会において、雨水対策、交通渋滞対策、振動対策など様々なご意見をいただきましたので、両事業を進めていくにあたっては、毎月、両事業の事務局と施工業者、関係市町で事業の進捗状況や住民からのご意見、要望などを情報共有し、早期の対応に向けた対策案の打ち合わせを行っています。

工事に着手してから、近隣の方より重機作業による振動に関する問い合わせがありましたので、事業者が作業内容の説明や重機の小型化、走行速度の減速、振動計の設置、家屋調査の実施などの対応を行い、両事業への理解をお願いしているところで、それ以外の問い合わせは、町には届いていないのが現状です。

また、地域住民からのご意見、要望などへの対応として、自治会に窓口を設置するとのお話もいただいております。

いずれにいたしましても、両事業の事務局と町、自治会が連携を図っていくことが必要と考えております。

地域の方々にとっては、工事に対する心配があるとは思いますが、町でも定期的に現地確認を行うなど、両事業に対し積極的に指導、助言を行ってまいりますのでご理解願います。

**2 (2) 学校、地域、家庭をつなぐ教育施策は 8番 石渡 正次**

教職員が長時間勤務を強いられ、教育内容も多岐にわたり、さらに情報通信技術の活用も求められるなど、現在、学校では多くの課題を抱えています。そのような中、地域教育力や家庭教育力が弱まり、子どもたちが基本的な習慣や態度が身につけていない、他者とのかかわりが苦手、自制心や規範意識が十分に育っていないなどと指摘されることも多くなってきています。このように現状が明らかになると、学校と地域そして家庭が一致協力して子育てをしていくことが大切になってくることは言うまでもありません。かつて「地域に開かれた学校」が叫ばれていましたが、一步前進させ「地域と共にある学校」への転換を図ることがますます求められてきています。

そこで、中井町では、子どもたちの実態をどう捉え、どのような施策を行っていく考えか質問します。

- 1、学校や地域や家庭での子どもたちの実態と、その要因についてどのように捉えているか。
- 2、学校と地域や家庭との連携を図るために行う施策とそこから期待できる動きは。
- 3、中井町の学校は、学校運営協議会を設置したが、実際に機能し成果を上げているか。

**【町長答】**

近年、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化等による地域教育力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域が一体となって子ども達の教育に取り組む環境づくりを進めていく必要があると認識しています。

また、変化の激しい社会においては、学校教育はもとより、生涯にわたって自らを磨き、高めていくことが一層重要となります。

そのような生涯学習の視点からも、地域の子どもの未来を考え、地域社会づくりに取り組む我々大人の姿勢を子ども達に示すことが大切であると考えます。

それでは、石渡議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

1点目についてお答えします。令和5年7月に教育委員会が実施した、小学校6年生、中学校3年生を対象としたアンケート調査結果によると、肯定的な回答の割合が高い項目は、小学生・中学生ともに、「家族を大切にする」「自分や他人のいのちを大切にする」「ルールや決まりをよく守って生活している」でした。ほかに、「他者への思いやり」の項目についても肯定的な回答の割合が高い結果となりました。

このことから、本町の多くの児童・生徒は、自他の生命を尊重し、規範意識や思いやりを持って、健康に留意しながら日々、生活を送っていることがうかがえます。このことは、これまで、様々な機会に学校・家庭・地域が連携・協働していることが成果として表れているものと考えます。

その一方で、言葉の壁により学校生活に困難さを感じている児童・生徒や、様々な要因から学校に登校できなかつたりする児童・生徒がいることなど、個別の支援を要する児童・生徒は増加傾向にあります。

これらの実態の背景には、中井町においても、情報社会やグローバル化・少子化の進展、共働き世帯の増加、家庭教育の困難さ、価値観の多様化などの社会の変化が、保護者や児童・生徒に大きく影響していると考えられます。

また、学校では様々な教育課題を抱え、それらは複雑化・困難化しており、学校だけで解決することがますます難しい状況になっています。そのため、これまで以上に、学校と家庭・地域が連携・協働して、児童・生徒の資質・能力を育成することが大切になっています。

2点目と3点目はまとめてお答えいたします。本町では、学校評価や地域学校支援ボランティア制度、教育委員会だより等を活用し、学校・地域・家庭が、連携・協働していく「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

令和4年度からは、コミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会で保護者や地域の方々が学校運営に参画し、各小・中学校の学校運営やその運営に必要な連携・協働に関して協議を行っています。

この学校運営協議会での活動を通して、地域が学校や子ども達を支援すると同時に、子どもの育ちを軸として、学校と地域が連携・協働し、地域を活性化していくものと考えています。

令和4年度の学校運営協議会での具体的な成果として、小・中学校の9年間を見通した「目指す子ども像」について協議し、そのビジョンをまとめあげました。それにより、学校・家庭・地域がお互いに目指す子ども像のビジョンを共有し、連携・協働して教育活動を展開していくことが可能となったものと考えております。また、学校運営協議会の運営を通して、学校ではこれまで以上に保護者・地域との連携・協働の必要性を大切に考えるようになりました。さらには、地域連携を促すだけでなく、委員による多様な意見の交換によって、学校運営がより改善・向上していくものと考えています。

その一方では、ビジョンの共有はできているものの、その子ども像の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携・協働する具体的な活動や取組方法については、引き続き、十分な検討が必要であると認識しています。今後も様々な課題の解決に向けて、学校運営協議会で熟議を重ねながら、一層地域とともにある学校づくりを目指してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

**3 中学校の部活動の地域移行を円滑に 7番 多田 勲**

国は休日の中学校部活動を令和5年度から7年度を目途とした改革推進期間を設け、段階的に地域のクラブ活動に移行していく考えを示しました。部活動は長年、教育活動の一環として実施され、体力や技能の向上をはじめ、良好な人間関係の構築や自己肯定感、連帯感の涵養など様々な教育的効果を上げてきました。しかし近年、少子化による生徒数や教員数の減少に伴う部活動の維持、さらに指導経験がない教員にとっての部活動指導の負担や長時間勤務などの様々な課題が生じてきました。地域移行にあたっては、こうした部活動がこれまで果たしてきた役割を十分に踏まえながら学校と地域がそれぞれに責任を持って丁寧に課題解決を図り取り組むことが大切であると考えます。町の地域移行への現状の取組と課題について伺います。

- 1、いつから完全に地域移行を行うのか、計画が明確になっているか。
- 2、地域移行を行うことで、どのような教員の働き方改革につながると期待しているか。
- 3、地域移行には外部指導者の確保が必須であるが人材バンク設置の考えは。
- 4、地域部活動は受益者負担が原則だが、経済的に困窮するご家庭への対応は。

**【町長答】**

我が国における少子高齢化の進展に伴い、小・中学校の児童・生徒数も全国的に減少傾向にあり、中学校での部活動の運営もこれまでと同様に行っていくことが難しい状況になりつつあると認識しております。このような背景のもと、令和4年に、国が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿って、本町では、部活動の地域移行に向けた取り組みを進めているところです。

それでは、多田議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。  
(教育長答弁)

1点目についてお答えします。令和4年の国のガイドラインでは、学校と地域との連携・協働により生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たな地域クラブ活動を整備する必要があるとの考え方が示されています。また、令和5年度からは、休日における学校部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じ可能な限り早期に地域移行が実現するように市町村における取組みを促しています。このようなことから、中学校と教育委員会は、地域移行に向けた計画やスケジュールについて協議を重ねてまいりました。今年9月には町のスポーツ協会に対して、部活動の地域移行の概要について説明し、部活動指導員の配置に向けた協力を依頼しました。今後は、改革推進期間において、段階的に、部活動指導員を配置したり、学校や教育委員会、スポーツ団体などの関係団体による協議会の設置・運営を計画的に進めながら、地域クラブ活動への移行に努めてまいります。

2点目についてお答えします。学校部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断で行われるものとなっておりますが、部活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であることから、学校運営上、教育意義の高い活動となっております。これまで学校部活動は、教員による献身的勤務のもとで成り立ってきましたが、長時間勤務の要因であることや指導経験のない教員にとっては多大な負担となっていたことから、教員の働き方改革を推進する上で課題となっていました。今後、休日における学校部活動に部活動指導員を配置することによって、教員の長時間勤務が是正されるとともに、部活動の指導に係る時間や負担が軽減されることから、授業や学習活動の更なる充実につながるものと考えています。

3点目についてお答えします。休日における学校部活動の地域連携・地域移行を進めていく上では、その受け皿となる町内のスポーツ団体、文化芸術団体など各種団体の協力が不可欠となります。そこで、本町では、それら各種団体等との協議を進めていく中で、人材バンクの在り方についても調査研究を進めながら、より適切な人材の確保と円滑な地域クラブ活動への移行につなげていくことを計画しています。

4点目についてお答えします。国のガイドラインには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが示されています。しかしながら、会費の在り方のみならず、部活動に伴う保険への加入など整備の仕組み作りにあたっては様々な課題があります。このような様々な課題に適切に対応し、部活動の機会の確保と充実を図るため、国や県、他市町村の動向を見据えながら、学校とともに、地域クラブ活動への円滑な移行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

#### 4 増え続ける空き家への対策と若い世代の願いに応える政策を

10番 尾尻 孝和

中井町では、若い世代の顕著な人口減少と少子化が進行しています。一方、高齢者が人口の3分の1を超え、高齢化率はこれからさらに増加していくものと想定されます。

そのような中、居住者の死亡や転居、老人ホームへの入居、相続した者が居住しないなどにより、町内の空き家はこれからますます増加していくことと思われます。

- 1、空き家の抱える問題をどのように認識されているか。
- 2、中井町の空き家の現状と今後の見通しは。
- 3、空き家の発生する要因をどのように見ているか。
- 4、放置空き家を生まないため、空き家所有者が「売る」「貸す」「使う」「解体する」といった判断を行えるよう、行政としてできることは。
- 5、若い世代の「家が欲しい、環境の良い所に住みたい」の声に応え、中井町を生活の場所として選んでもらえるには、どのような施策が必要と考えるか。

#### 【町長答】

1点目から4点目までの空き家に関するご質問に、一括して回答させていただきます。

適正に管理されていない空き家、いわゆる「放置空き家」の増加は、公衆衛生や治安の悪化、景観の阻害など、地域の生活環境に悪影響を及ぼすほか、不動産価格の下落、地域コミュニティの機能低下等を招きかねず、地域経済にも影響を及ぼすと理解しております。

住宅・土地統計調査によると、国内の使用目的のない空き家の戸数は、この20年で1.9倍の349万戸となり、直近のトレンドによると令和12年には470万戸程度になると推計されています。また、国が令和元年に実施した空き家所有者実態調査によると、空き家の取得経緯の55%が相続となっています。高齢者世帯が多い本町においては、これら統計等の結果、更には本町独自で平成27年度と令和3年度に行った空き家調査の結果からも、団塊の世代を含めた高齢者が急激に増加することに比例し、空き家も増加することが想定されます。

このような状況を踏まえ、令和5年度に、空き家の利活用促進のための「空き家活用推進補助金」を拡充するとともに、空き家の所有者に対して管理適正を促すと同時に、空き家を流通させる手段である空き家バンクの利用促進を企図した「空き家適正管理補助金」を創設いたしました。

放置空き家の発生を抑制するため、国においては補助制度や税制措置等を行っていますが、本町においては、現在実施している空き家バンクの運営や本町の実情に応じた補助制度に加え、空き家活用方法のアドバイスや税制の説明等を相談者の事情に応じた的確に行い気軽に相談できる体制の充実と、その周知が必要であると認識しております。相談体制を充実するためには、不動産取引や税制等に関する専門的知識を有する相談員の配置が必要なことから、本町においては、現状では単独での相談窓口の設置は困難であると考えていますので、税や不動産の関係団体等との連携や広域的な対応等の検討など、今後、相談体制の充実に向けた取り組みを行ってまいります。

5点目については、「近き者説び、遠き者来る」。住民が幸福を感じて住み続けることで、住みやすい町だという評判が広まり、自然と遠くからも移住者がやって来る好循環が生まれます。それこそが人口流出に歯止めをかけ、移住・定住につながっていくと考えており、暮らす人の幸福を第一に考えるまちづくりを展開しています。

そのような中で、令和5年11月から結婚を機に町外へ転出してしまう方々が多いなか、結婚を希望する人が希望する年齢で結婚できるような環境を構築し、中井町で安心して新生活を送ることができるよう「中井町結婚新生活支援事業」を開始いたしました。高校卒業までの小児医療費助成制度や小中学校の学校給食無償化、紙おむつの購入補助、妊産婦健診への補助など、県内でも高水準であると自負しております子育て支援施策との両輪で町の魅力を高め、若い世代の移住・定住を地道に図ってまいりたいと考えております。

**5 児童・生徒全ての学びの場の確保に向けて 5番 相原 晃一**

近年、全国で不登校児童生徒数が増加の一途をたどっている状況があります。

不登校児童生徒への支援については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年に制定され、児童生徒の社会的自立に向けた取組が行われてきており、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組が必要とされています。

文部科学省では令和5年3月「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめ、不登校対策の速やかな推進を図ることとしております。

学校に登校できずにいる児童生徒に対する問題は、今、子どもたちの教育を支えることとして緊急強化が求められています。子どもたちが生きる喜びを感じられるサポートづくりの考えを伺います。

- 1、児童・生徒及び保護者が抱える課題に応じた相談体制はどのように整備されているか
- 2、個々の不登校児童生徒や学校の状況に応じた支援の取組はどのように行われているか。
- 3、不登校対策としてGIGAスクールで使用しているタブレット端末を使ったオンライン授業をする考えは。

**【町長答】**

これからの時代を生きる児童・生徒一人ひとりに、新しい時代に必要となる資質・能力を培う上では、小・中学校での学習指導とともに、大きな役割を担うのが児童・生徒指導であると考えております。本町の小・中学校においては、児童・生徒の実態を踏まえながら、児童・生徒指導の視点を大切にして、教育活動を日々実践していると認識しているところです。

それでは、相原議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

1点目についてお答えします。本町の各小・中学校では、教育相談コーディネーター役を担う教員を中心として、学級担任や養護教諭等が協力しながら児童・生徒の支援や相談に応じています。また、必要なケースにおいてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図るなど、様々な教職員によって、「チーム」として児童・生徒や保護者を支える体制づくりに努めています。さらには、各種相談機関と連携を図り、県の相談機関を案内し、支援につなげています。

また、教育委員会においても、保護者からの教育相談や就学相談に応じることができる相談体制を整えています。

2点目と3点目についてはまとめてお答えします。小・中学校では、担任を中心とした健康観察や保護者からの連絡帳による情報提供、児童・生徒の欠席状況などにより、児童・生徒の状況把握を行いながら、不登校の未然防止に努めています。

不登校児童・生徒への支援としては、まずは学級担任が定期的に家庭訪問し、児童・生徒の状況を確認したり相談に応じたりするなど、保護者とともに不登校の解消に向けた支援を行っています。また、必要に応じてケース会議を開催し、学校がチームとしてどのような支援ができるのか協議したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら対応したりしています。さらには、教育支援センターへの通室や端末を活用したオンライン学習による支援など、個々のニーズに応じた取り組みを行っています。今後も対象となる児童・生徒の希望や状況を的確に判断し、必要な教科についてオンライン学習を継続しながら学びの保障に努めてまいります。

**6 子育て環境のさらなる充実と課題は 3番 関野 達夫**

町はこれまで、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て環境の充実や子どもたちの居場所づくりに努めるとともに、時代を拓き未来を生き抜く「中井っ子」の育成を図ってきました。

また、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第二期中井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な支援事業を提供しています。計画期間の中間年度を過ぎ、社会情勢や子育てニーズの変化を考慮して、計画の見直しについて考える時期と思われます。

町の強みでもある子育て施策をさらに充実させ、魅力ある町にするため伺います。

- 1、里都まち・なかいネウボラの利用状況は。
- 2、産後ケア事業の拡充の考えは。
- 3、不妊に関する相談体制と支援事業内容は。
- 4、保育所・認定こども園（2号・3号認定）の現在の経済的負担軽減内容は。
- 5、町独自の特色ある保育支援施策を積極的にアピールすべきでは。

**【町長答】**

本町では、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度より「笑顔で羽ばたく子どもたち」を基本理念とした「中井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長と子育ての安心を支える環境整備に向けた総合的な取り組みを進めてまいりました。

本年度は、令和7年度からの第三期計画の策定に向けて、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みの算出と施策の充実を図るために、子育て家庭の現状と今後の利用希望等の把握のニーズ調査を予定しており、現在、調査に向けた準備と制度改正など国の動向の情報収集に努めているところです。

それでは、ご質問に順次回答させていただきます。

1点目につきましては、平成29年度に保健福祉センターに里都まち・なかいネウボラを開設し、助産師等の母子保健コーディネーターを配置して産前産後サポート事業、産後ケア事業を拡充するとともに、これまでに妊産婦健康診査補助や子育て応援紙オムツ補助などの経済的支援も拡充し、就学前までの切れ目ないきめ細やかな子育て支援を展開しています。ネウボラの利用状況は、令和4年度で産前事業144件、産後事業218件、乳幼児事業880件、合計1,242件となっており、今年度も同様に推移している状況です。

2点目につきましては、本町では母子保健コーディネーターによる新生児訪問と子育て支援センターで開催する産後ほっとステーションの「訪問型」と「デイサービス型」の産後ケア事業を実施していますが、産婦人科医療機関と連携して行う「宿泊型」の産後ケア事業は未実施の状況です。

産後の不安感や孤独感を緩和する支援が求められており、近隣市町でも宿泊型産後ケア事業が実施され始めている状況にあることなどから、その実施に向けて検討しているところです。

3点目につきましては、相談は助産師、保健師が対応する体制としていますが実績は極めて少ない状況です。支援については特定不妊治療に対する助成を実施してまいりましたが、令和4年度からの保険適用により県の助成事業が廃止されたことに伴い町の助成を廃止したところです。また、不妊治療の一部は保険適用となっていないことから、神奈川県町村会を通じて保険適用の拡大または助成制度の存続を国に働きかけるよう県に要望しておりますので引き続き取り組んでまいります。

4点目につきましては、国が定める基準に対して6割から7割程度に減額した保育料の設定や、町独自の保育料減免施策である年収640万円未満世帯への第2子の保育料の無償化、また無償化の対象とならない世帯への保育料補助金の支給などにより保護者の経済的負担の軽減を図っています。

5点目につきましては、子育て世代に子育てへの負担や不安感、孤立感が高まっている中、町として安心して生み育てることができる環境を整備する施策に取り組んでいることを担当課や施設において丁寧にお伝えしているところです。

今後も、保育支援策の提供体制の確保や、子どもの発達に応じた丁寧な教育・保育の提供、里都まち・なかいネウボラや子育て支援センターにおける充実した相談支援など、本町ならではの取り組みについてホームページ内に設置してあります子育て応援特設サイトなども活用し積極的にアピールしてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

## 7 行政事務の効率化に向けオフィス改革を 6番 古宮 祐二

町DX推進計画では、「行政事務の効率化」を重要施策の一つにしています。AIや地理情報の導入による業務改善も重要ですが、コロナ禍を経て、テレワークなど新たな働き方が導入されたように、事務の効率化に向けて、「オフィス改革」が必要です。

しかし、現在の町役場は紙の書類に囲まれ、自席でなければ働けない、昭和的な働き方に縛られています。書類棚は防災面でも不安があります。ペーパーレス化による空き空間では、打合せスペースや、オンライン会議や仕事に集中できる個別スペースも導入できます。フリーアドレス、グループアドレスの導入で、より活発なハウレンソウにもつながります。

職員の声を聞きながら、部分的でも職種に合った、オフィス改革を実施することで、職員のモチベーション向上などにつながり、結果として町役場全体のサービス向上につながると考え、質問します。

- 1、アフターコロナのテレワークの推進状況と見えてきた課題は。
- 2、電子決裁の導入とペーパーレス化の計画は。
- 3、書類棚の削減で安全性を高め、打合せスペースや個別ブースを導入する考えは。
- 4、部分的にフリーアドレスを導入しては。
- 5、職員の声を聞きながらオフィス改革を実施する考えは。

### 【町長答】

生産年齢人口の減少等に伴い働き方改革の機運が高まりつつある中、業務の効率化やワークライフバランスの見直しなどが図られるようになり、職員の働き方は大きな転換期を迎えています。

職員が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる制度整備やそれらを利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

1点目についてですが、テレワークは「場所にとらわれない仕事のスタイル」を実現できることで、働き方改革の手段として重視される一方、「人と人との接触」を減らすことができることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する有効な手段としても注目されました。

本町では令和3年8月からテレワークの運用を始め、令和4年度では延べ99人の実施がありました。感染状況が落ち着き、出勤回避の制約がなくなったことにより、実施数は減少傾向となっています。

これは、本町のような小規模団体では、職員一人の所掌する業務範囲も広く、少人数での窓口事務等の所属業務に従事していることや、自宅と職場が近く在宅勤務にメリットを見出せないといった地域性の問題も大きいと思われます。

しかし、業務継続性の確保やライフステージに合わせた柔軟な働き方ができる職場環境を整えることが必要であり、職員の声も聞きながら、実施方法や対象範囲等についての検討を進め、テレワークの一層の推進を図ってまいりたいと思います。

2点目と3点目については、相互に関連する内容ですので、あわせて回答させていただきます。

本年、8月に作成しました中井町DX推進計画では、行政事務の効率化を図るアクションプランの施策に「電子決裁の導入とペーパーレス化の推進」を位置付けており、運用面での費用対効果や、DX推進での優先順位等を見極めながら、導入に向けての検討を進めていくこととしています。また、こうしたペーパーレス化の推進が図られることで、書類棚等の保管スペースが削減でき、打合せスペースや個別ブースの導入が可能となるものと認識しております。

4点目のフリーアドレスにつきましては、テレワークの推進によって、オフィス以外の場所で仕事をするという働き方が広まりつつある中で、オフィスの在り方も見直されており、他部署とのコミュニケーションの促進や自律的な働き方の促進等が期待されます。

しかしながら、テレワークと同様に小規模団体の本町での特徴や、情報漏洩のリスク、労務管理面での課題等もありますので、今後、総合的に調査研究を行ってまいりたいと思います。

5点目については、近年、ICT（情報通信技術）の進化により、働く環境が大きく変化をし、それに伴い働き方も多種多様に増えてきているところです。

今後も変化に合わせ、職員と共に業務改善、業務改革に取り組み、働きやすい環境整備に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。